



三重県公報

令和7年12月22日(月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
条 例			
61	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(子どもの育ち支援課)	4
62	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	(児童相談支援課)	7
63	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	(市町行財政課)	11
64	三重県行政手続条例の一部を改正する条例	(法務課)	12
65	三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	15
66	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(市町行財政課)	16
67	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	17
68	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	21
69	三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例	(災害対策推進課)	22
70	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	23
71	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	29
72	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	64
73	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(教育委員会)	66
74	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	91
75	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(県議会)	93
76	同件	(同)	95

公布された条例のあらまし

- ◎ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第61号）
 - 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第62号）
 - 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和8年3月1日から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）

- 1 公職選挙法の一部改正に鑑み、選挙運動のために使用するポスターに関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第 64 号）

- 1 行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞の通知に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）

- 1 国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする基金について、基金に係る事業の実施期間を延長するため、条例の効力の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）

- 1 政党助成法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等に鑑み、教職調整額の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）

- 1 災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関に関する告示の一部改正に鑑み、委員数の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 70 号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 71 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和 7 年 10 月 15 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 72 号）

- 1 常勤の一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 73 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する令和 7 年 10 月 15 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 1 月 1 日及び同年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 74 号）

- 1 常勤の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 75 号）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 76 号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部令和 8 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

条 例

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第一条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例(平成十八年三重県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)	(認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準)
第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。	第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
四 教育及び保育の内容	四 教育及び保育の内容
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十二条の十第一項各号(幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第一十八条第二項において準用する法第三十二条の十一第一項各号)に掲げる行為その他当該子どものが心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	ハ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十二条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
五 (略)	五 (略)

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又	第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又

は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

(三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年三重県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第二十八条 指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第二十八条 指定福祉型障害児入所施設の管理者及び従業者は、障害児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年三重県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十四条 一時保護施設の職員は、入所中	第十四条 一時保護施設の職員は、入所中

の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十二日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十二号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(乳児院の長の資格等)	(乳児院の長の資格等)
第二十九条	乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。	乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」といふ。)の資格を有する者		
三 (略)	三 (略)	三 (略)
四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	四 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	
2 (略)	2 (略)	
(母子生活支援施設の長の資格等)	(母子生活支援施設の長の資格等)	
第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修	各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修	

		を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。		を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
2	一・二 (略)	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	一・二 (略)	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	三 (略)	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの (児童養護施設の長の資格等)	三 (略)	四 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの (児童養護施設の長の資格等)
2	第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二 (略)	一・二 (略)
2	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	三 (略)	三 (略)	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの (児童心理治療施設の長の資格等)	四 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの (児童心理治療施設の長の資格等)	一・二 (略)	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの (児童心理治療施設の長の資格等)
2	第七十九条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第七十九条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	一・二 (略)	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
2	一・二 (略)	三 (略)	三 (略)	二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

	四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	四 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの
2 (略)	(児童自立支援施設の長の資格等)	(児童自立支援施設の長の資格等)
第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センタ(第三号において「センタ」という。)において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和五年内閣府令第三十八号)第十六条に規定する人材育成センタ(第三号において「センタ」という。)において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。	
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者		
三 (略)		三 (略)
四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	四 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの	
2 (略)	2 (略)	

(三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第二条 三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(児童指導員の資格)	(児童指導員の資格)
第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	第二十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一・三 (略)	一・三 (略)
三の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の一の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	三の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の一の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
四・十 (略)	四・十 (略)

2 知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。	2 知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十二年厚生省令第十号)別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。
---	--

附 則

この条例は、令和八年二月一日から施行する。

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を以下に公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十三号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十九年法律第百号。以下「法」という。）第一百四十二条第八項、第一百四十二条第十一項及び第一百四十二条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第百四十二条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第百四十二条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十九年法律第百号。以下「法」という。）第一百四十二条第八項、第一百四十二条第十一項及び第一百四十二条第十五項の規定に基づき、三重県議会議員及び三重県知事の選挙における法第百四十二条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成並びに法第百四十二条第一項第五号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成並びに法第百四十二条第一項第四号の三及び第五号のポスター（同項第四号の三のポスターにあつては、三重県知事の選挙の場合に限る。以下「ポスター」という。）の作成の公営に関する必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

- この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

三重県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事

一見勝之

三重県条例第六十四号

三重県行政手続条例の一部を改正する条例

三重県行政手続条例（平成八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
3 2	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>（略）</p> <p>行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によつて行うことができる。</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>（略）</p> <p>行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第二号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨</u>（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から一週間</p>
4	<p>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から一週間</p>	<p>この場合においては、掲示を始めた日から一週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>

間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	(代理人)	第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。	(代理人)
2 2 2 2 (略)	(続行期日の指定)	2 2 2 2 (略)	(続行期日の指定)
3 2 第二十二条 (略)	(略)	3 2 第二十二条 (略)	(略)
3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する一回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用)	3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から一週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する一回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用)
第二十九条 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第二十八条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用)	第二十九条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十八条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第二十九条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用)

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の三重県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規

定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、前項に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十二日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十五号

三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例

三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例(令和二年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
1 1 (略) (条例の効力)		附 則
2 この条例は、令和十三年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。	この条例は、令和十一年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。	
3 (略)		附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事

一 見 勝 之

三重県条例第六十六号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改 正 後				改 正 前			
		別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
		項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
三	三百六	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四	三百六	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）								

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事

一 見 勝 之

三重県条例第六十七号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	（教職調整額）	（教職調整額）
第十二条の二 第十二条第一項各号に掲げる学校（以下「義務教育諸学校等」という。）の教育職員のうちその属する職務の級が別表第一の高等学校等教育職給料表又は別表第二の中学校・小学校教育職給料表の特二級、二級又は一級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の百分の十に相当する額の教職調整額を支給する。	第十二条の二 第十二条第一項各号に掲げる学校（以下「義務教育諸学校等」という。）の教育職員のうちその属する職務の級が別表第一の高等学校等教育職給料表又は別表第二の中学校・小学校教育職給料表の特二級、二級又は一級である者には、その者の給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。	
2 2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。）については、第十八条及び第十九条第一項の規定は、適用しない。 （教職調整額を給料とみなして適用する規定）	3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。）については、第十八条及び第十九条第一項の規定は、適用しない。 （教職調整額を給料とみなして適用する規定）	3 義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。）については、第十八条及び第十九条第一項の規定は、適用しない。 （教職調整額を給料とみなして適用する規定）
第十二条の二 前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条第二項第十一号、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重	第十二条の二 前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条第二項第十一号、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重	第十二条の二 前条第一項の教職調整額を受ける者に係る第十五条の二、第十七条第二項第十一号、第十七条の二、第十七条の十、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第三十条、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重

		県条例第十一号)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。	県条例第十一号)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)の規定並びにこれらに基づく規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。
		(特殊勤務手当)	(特殊勤務手当)
第十七条	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他通常にない特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。ただし、第十二条に規定する給料の調整が行われた場合においては、次項第七号に掲げる手当は、支給しない。	第十七条	特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他通常にない特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。ただし、第十二条に規定する給料の調整が行われた場合においては、次項第一号及び第八号に掲げる手当は、支給しない。
2	前項の手当の区分は、次のとおりとする。	2	前項の手当の区分は、次のとおりとする。
	一 (略)	一 多学年学級担当手当 一以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員に対して支給する手当をいう。	
	二 船員作業手当 水産に関する学科を置く高等学校の職員が、航海中の船舶において行う業務で規則で定めるものに従事した場合に支給する手当をいう。	二 (略)	二 (略)
3	(略)	(略)	(略)
	(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当と特殊勤務手当との重複支給禁止等)	(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当と特殊勤務手当との重複支給禁止等)	(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当と特殊勤務手当との重複支給禁止等)
第二十一条	第十八条、第十九条第一項及び第二十条に規定する手当を支給する場合には、第十七条第二項第一号及び第二号に規定する手当と重複して支給することはできない。	第二十一条	第十八条、第十九条第一項および第二十条に規定する手当を支給する場合には、第十七条第二項第二号及び第三号までに規定する手当と重複して支給することはできない。
2	第十八条、第十九条第一項及び第二十条に規定する勤務の内容、第十八条、第十九	2	第十八条、第十九条第一項および第二十条に規定する勤務の内容、第十八条、第十九

2	第二十五条の二	(略)	2	第二十五条の二	(略)
2	義務教育等教員特別手当の月額は、八千六百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他事情を考慮して規則で定める。	2	義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。		
3	・ 4 (略)	3	・ 4 (略)		
1	附 則	1	附 則		
21	(略)	21	(略)		
22	附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び別表第五第十一号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。	22	附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の二第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び別表第五第十一号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。		
23	・ 24 (略)	23	・ 24 (略)		
25	次の表の上欄に掲げる期間における第十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
	令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで
	百分の五	百分の六	百分の七	百分の八	百分の九

別表第五（第十七条関係）

特殊勤務手当支給限度額表

別表第五（第十七条関係）

特殊勤務手当支給限度額表

区分		手当の限度額
当	（略）	（略）
船員作業手当	業務に従事した日 一日につき 三千 九百八十円	

区分		手当の限度額
手当	多学年学級担当	一日につき 一百
（略）	（略）	九十円

附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員条例（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつてこの条例の施行の日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する公立学校職員の給与に関する条例第十二条の二第一項の規定による教職調整額、第十八条の規定による時間外勤務手当及び第十九条第一項の規定による休日勤務手当の支給については、この条例による改正後の第十二条の二第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十八号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正
する。

	改 正 後	改 正 前
3 2 第八条 第二項（略）	（正規の勤務時間以外の時間における勤務）	（正規の勤務時間以外の時間における勤務）
3 2 第八条 第二項（略）	前項の規定にかかわらず、給与条例第二 条第一項各号に掲げる学校（以下「義務教 育諸学校等」という。）の教育職員（給与 条例第二条第二項に規定する教育職員の うち給与条例第二十二条の二第一項に規 定する管理職手当の支給を受ける者及び 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法 （昭和二十四年法律第一号）第二十五条第 一項の規定による認定を受けた者であつ て、当該認定の日から同条第四項の認定の 日までの間にあるものをいう。）を除く。 次項において同じ。）については、正規の 勤務時間の割振りを適正に行い、原則とし て時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間 における勤務（第一項に規定する断続的な 勤務を除く。）をいい、休日（給与条例第 十九条第一項に規定する祝日法による休 日等及び年末年始の休日等をいう。）にお ける正規の勤務時間中の勤務を含むもの とする。次項において同じ。）は命じない ものとする。	前項の規定にかかわらず、給与条例第二 条第一項各号に掲げる学校（以下「義務教 育諸学校等」という。）の教育職員（給与 条例第二条第二項に規定する教育職員の うち給与条例第二十二条の二第一項に規 定する管理職手当の支給を受ける者を除 く。次項において同じ。）については、正 規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則 として時間外勤務（正規の勤務時間以外の 時間における勤務（第一項に規定する断続 的な勤務を除く。）をいい、休日（給与条 例第十九条第一項に規定する祝日法によ る休日等及び年末年始の休日等をいう。） における正規の勤務時間中の勤務を含む ものとする。次項において同じ。）は命じ ないものとする。
4 4・5 第八条 第二項（略）	・ 5	（略）

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例を以下に公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第六十九号

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例

三重県防災会議に関する条例（昭和三十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (委員及び専門委員)	第二条 防災会議の委員は、六十六名以内とする。	第二条 防災会議の委員は、六十五名以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を
ここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七十号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 (略)	一 (略)
二 十二月 百分の百七十七・五	二 十二月 百分の百七十一・五

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。	第四条 知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
一 六月 百分の百七十五	一 六月 百分の百七十一・五
二 十二月 百分の百七十五	二 十二月 百分の百七十七・五

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十二年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

	改 正 後	改 正 前
	(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	
2 一一 (略)	2 一二 十二月 百分の百七十七・五	2 一二 (略)
2 (略)		2 (略)

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
	(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	
2 一一 六月 百分の百七十五	2 一一 六月 百分の百七十一・五	2 一一 六月 百分の百七十五
2 一二 十二月 百分の百七十五	2 一二 十二月 百分の百七十七・五	2 (略)

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)
第五条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一一 (略)	一一 (略)
一二 十二月 百分の百七十七・五	一二 十二月 百分の百七十一・五

第六条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第二条 委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一一 六月 百分の百七十五	一一 六月 百分の百七十一・五
一二 十二月 百分の百七十五	一二 十二月 百分の百七十七・五

(識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第七条 識見を有する者の中から選任された監査委員の給与及び旅費条例(昭和二十二年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一一 (略)	一一 (略)
一二 十二月 百分の百七十七・五	一二 十二月 百分の百七十一・五

第八条 譲見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)
第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	第二条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一一 六月 百分の百七十五	一一 六月 百分の百七十一・五
一二 十二月 百分の百七十五	一二 十二月 百分の百七十七・五

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第九条 公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給料以外の給与)		(給料以外の給与)	
第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。		第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	
2 一 (略)	2 一 (略)	2 一 (略)	2 一 (略)
2 二 十二月 百分の百七十七・五	2 二 十二月 百分の百七十一・五	2 二 十二月 百分の百七十一・五	2 二 十二月 百分の百七十一・五
(略)	(略)	(略)	(略)

第十条 公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給料以外の給与)		(給料以外の給与)	
第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。		第二条 管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	
2 一 六月 百分の百七十五	2 一 六月 百分の百七十一・五	2 一 六月 百分の百七十一・五	2 一 六月 百分の百七十一・五
2 二 十二月 百分の百七十五	2 二 十二月 百分の百七十七・五	2 二 十二月 百分の百七十七・五	2 二 十二月 百分の百七十七・五
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の議見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和七年十二月の期末手当から適用する。

（期末手当の内扱）

3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の議見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事

一見勝之

三重県条例第七十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第二条 (通勤手当)	第二条 (通勤手当)	第二条 (通勤手当)
第十三条 (略)	第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
イ (略)	イ (略)	イ (略)
ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)	ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)	ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)
(1) (4) (略)	(1) (4) (略)	(1) (4) (略)
(5) 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千八百円	(5) 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千七百円	(5) 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千七百円
(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千六百円	(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千五百円	(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千五百円
(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千六百円	(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千一百円	(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千一百円

2	3	3	3	(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万二千六百円	(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万九百円
				(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万五千六百円	(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千六百円
				(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千三百円	(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万七千一百円
				(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万九百円	(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万九千八百円
				(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万三千九百円	(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万一千四百円
				(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万六千七百円	(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万四千七百円
				(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万九千五百円	(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万六千七百円
				(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 四万一千三百円	(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 三万八千四百円
				(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 四万五千二百円	(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 三万九千八百円
				(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万八千三百円	(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万七百円
第十六条	3	3	3	ハ (略)	ハ (略)
	2	2	2	(宿日直手当)	(宿日直手当)

		その他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千七百円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。		特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
3	3	第一項の勤務のうち常直的な宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、一万三千五百円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。	3	第一項の勤務のうち常直的な宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務に対して、二万一千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める月額の宿日直手当を支給する。
4	4	(略) (初任給調整手当)	(略) (初任給調整手当)	(略) (初任給調整手当)
第十七条の三	第十七条の三	次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第十七条の三	次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
2	2	一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十七万三千円	2	一 医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三十七万四千円
2	2	二 (略)	二 (略)	二 (略)
2	2	三 (略) (期末手当)	三 (略) (期末手当)	三 (略) (期末手当)
第二十一条	第二十一条	(略)	(略)	(略)
2	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、七月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)第二十二条第二項及び附則第二十二項に	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)第二十二条第二項及び附則第二十二項に

		会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二条において「特定管理職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3	一 九 四 (略)	特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の六十六・一五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の六十九・七五」とする。	特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の六十六・一五」とする。
4	定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十一・五」と、「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・五」とする。	定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。	定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」とする。
5	一 九 七 (略) (勤勉手当)	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
2	第二十二条 (略)	一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号にお	一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号にお

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第6条関係）

行政職給料表

職員 の区分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
	1	198,100	244,300	278,600	312,100	334,900	369,100	423,000	474,200	527,600	569,400
	2	199,200	245,600	279,600	313,600	336,700	370,800	424,900	479,500	534,300	576,400
	3	200,400	247,000	280,600	315,000	338,500	372,400	426,800	484,400	539,400	582,300
	4	201,500	248,400	281,600	316,400	340,200	374,000	428,600	489,000	543,600	587,100
	5	202,600	249,800	282,600	317,800	341,900	375,600	430,400	493,000	547,000	591,100
	6	204,300	251,200	283,600	318,900	343,600	377,400	432,200	496,400	550,200	594,000
	7	205,900	252,600	284,500	319,900	345,300	378,900	434,000	499,300	553,100	596,400
	8	207,500	254,000	285,500	321,100	346,900	380,500	435,800	501,800	555,600	598,300
	9	209,000	255,400	286,500	322,300	348,500	381,800	437,400	503,800	557,600	
	10	210,700	256,600	287,500	323,900	350,200	383,400	438,900			
	11	212,300	257,900	288,500	325,500	351,900	385,000	440,400			
	12	213,900	259,200	289,500	327,100	353,500	386,500	441,900			
	13	215,400	260,400	290,500	328,500	355,000	388,400	443,400			
	14	217,100	261,600	291,800	330,100	356,600	390,300	444,700			
	15	218,800	262,800	293,100	331,700	358,200	392,200	446,000			
	16	220,500	264,000	294,300	333,300	359,700	394,000	447,200			
	17	221,700	265,100	295,500	334,700	361,100	395,500	448,400			
	18	223,300	266,200	296,800	336,400	362,800	397,300	449,700			
	19	224,900	267,300	298,000	338,000	364,400	399,000	451,000			
	20	226,400	268,400	299,200	339,600	366,000	400,600	452,200			
	21	227,900	269,300	300,200	341,000	367,100	402,300	453,400			
	22	229,500	270,300	301,400	342,700	368,600	403,700	454,200			
	23	231,100	271,300	302,600	344,400	370,100	405,100	455,000			
	24	232,700	272,300	303,900	346,000	371,600	406,500	455,800			
	25	234,300	273,300	305,200	347,200	373,300	407,900	456,400			
	26	236,000	274,200	306,200	349,100	375,100	409,100	457,000			
	27	237,300	275,000	307,200	350,800	376,700	410,300	457,600			
	28	238,600	275,900	308,200	352,400	378,400	411,300	458,200			
	29	239,900	276,700	309,300	353,900	379,800	412,400	458,900			
	30	241,000	277,500	310,500	355,500	381,100	413,600	459,700			
	31	242,100	278,300	311,600	357,100	382,300	414,700	460,100			
	32	243,200	279,000	312,800	358,700	383,700	415,800	460,800			
	33	244,300	279,700	313,900	360,400	384,800	416,500	461,300			
	34	245,200	280,500	315,200	362,200	385,700	417,200	461,700			
	35	246,100	281,300	316,500	364,000	386,700	417,800	462,100			
	36	247,100	281,900	317,800	365,800	387,700	418,500	462,500			
	37	248,100	282,600	319,000	367,300	388,500	419,100	462,900			
	38	249,000	283,400	320,300	368,700	389,400	419,700	463,200			
	39	249,900	284,100	321,600	370,100	390,300	420,200	463,500			
	40	250,700	284,800	322,900	371,500	391,100	420,600	463,800			

	41	251,500	285,500	324,200	373,000	391,900	421,000	464,100		
	42	252,200	286,200	325,400	373,800	392,700	421,200	464,400		
	43	252,800	286,900	326,700	374,700	393,500	421,500	464,700		
	44	253,400	287,600	327,800	375,700	394,200	421,800	465,000		
	45	254,100	288,300	328,700	376,600	394,900	422,100	465,300		
	46	254,700	288,900	330,000	377,700	395,600	422,400			
	47	255,300	289,600	331,300	378,600	396,300	422,700			
	48	255,900	290,200	332,600	379,600	397,000	423,000			
	49	256,400	290,900	333,700	380,500	397,500	423,200			
	50	257,000	291,500	335,000	381,200	398,100	423,500			
	51	257,600	292,200	336,200	381,900	398,700	423,700			
	52	258,100	292,900	337,400	382,500	399,400	424,000			
	53	258,500	293,400	338,700	382,900	399,800	424,200			
	54	258,900	294,000	339,700	383,500	400,400	424,500			
	55	259,200	294,600	340,800	384,100	401,000	424,800			
	56	259,500	295,300	341,900	384,800	401,500	425,100			
	57	259,800	295,900	342,600	385,100	401,900	425,300			
	58	260,100	296,500	343,500	385,800	402,500	425,600			
	59	260,400	297,100	344,200	386,500	403,100	425,900			
	60	260,700	297,800	345,000	387,100	403,600	426,100			
定年 前再用 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	261,000	298,400	345,800	387,400	404,000	426,300			
	62	261,300	299,000	346,200	387,900	404,500	426,600			
	63	261,600	299,500	346,700	388,500	405,000	426,900			
	64	261,900	300,000	347,400	389,100	405,600	427,100			
	65	262,200	300,500	348,200	389,400	405,900	427,300			
	66	262,500	301,100	348,900	390,000	406,300	427,600			
	67	262,800	301,600	349,600	390,700	406,600	427,900			
	68	263,100	302,200	350,200	391,300	407,000	428,100			
	69	263,400	302,600	350,700	391,700	407,300	428,300			
	70	263,700	303,100	351,300	392,200	407,600	428,600			
	71	264,000	303,600	351,800	392,800	407,900	428,900			
	72	264,300	304,200	352,400	393,300	408,100	429,100			
	73	264,600	304,700	352,700	393,800	408,300	429,300			
	74	264,900	305,100	353,200	394,400	408,600				
	75	265,200	305,400	353,500	394,800	408,900				
	76	265,500	305,700	353,900	395,100	409,100				
	77	265,800	305,900	354,300	395,500	409,300				
	78	266,100	306,200	354,800	396,000	409,600				
	79	266,400	306,400	355,300	396,400	409,900				
	80	266,700	306,700	355,800	396,800	410,100				
	81	267,000	306,900	356,100	397,200	410,300				
	82	267,300	307,100	356,500	397,700	410,600				
	83	267,600	307,400	356,900	398,100	410,900				
	84	267,900	307,600	357,300	398,500	411,100				

85	268,200	307,900	357,600	398,800	411,300						
86	268,500	308,100	358,000								
87	268,800	308,400	358,400								
88	269,100	308,700	358,800								
89	269,400	309,000	359,000								
90	269,700	309,300	359,400								
91	270,000	309,600	359,800								
92	270,300	309,900	360,200								
93	270,600	310,100	360,400								
94		310,300	360,700								
95		310,600	361,100								
96		311,000	361,400								
97		311,200	361,700								
98		311,500	362,100								
99		311,800	362,500								
100		312,200	362,900								
101		312,400	363,400								
102		312,700	363,800								
103		313,000	364,200								
104		313,300	364,600								
105		313,500	365,100								
106		313,800	365,500								
107		314,100	365,800								
108		314,400	366,100								
109		314,600	366,500								
110		314,900									
111		315,300									
112		315,600									
113		315,800									
114		316,000									
115		316,300									
116		316,700									
117		316,900									
118		317,100									
119		317,400									
120		317,700									
121		318,000									
122		318,200									
123		318,500									
124		318,800									
125		319,100									
特											854,000
定年 前再 任用 短 時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額									
	円 202,600	円 230,100	円 271,800	円 292,400	円 308,000	円 334,200	円 377,100	円 411,500	円 464,700	円 546,400	

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
 (二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

別表第二（第6条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区分 号	職務 の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	227,900	248,900	271,900	310,500	346,400	368,000	399,000	435,400	482,100	
2	230,300	251,100	273,800	311,500	347,900	369,700	400,700	437,000	488,100	
3	232,700	253,300	275,900	312,400	349,300	371,400	402,300	438,500	493,000	
4	235,100	255,500	278,000	313,300	350,800	373,000	404,000	440,000	497,200	
5	237,400	257,700	280,000	313,900	352,300	374,600	405,500	441,500	501,200	
6	239,800	259,700	281,300	314,600	353,700	376,300	407,100	443,100	504,600	
7	242,200	261,700	282,600	315,200	355,000	377,900	408,700	444,500	507,500	
8	244,400	263,500	283,900	315,900	356,300	379,400	410,300	445,900	510,000	
9	246,600	265,300	285,200	316,500	357,600	380,900	411,800	447,000	512,200	
10	248,700	267,000	286,500	317,200	359,200	382,500	413,400	448,400		
11	250,800	268,700	287,700	317,900	360,800	384,100	415,000	449,900		
12	252,800	270,100	288,900	318,500	362,400	385,700	416,600	451,400		
13	254,700	271,500	290,100	319,200	363,800	387,300	418,100	452,700		
14	256,700	273,300	291,100	319,900	365,400	388,900	420,100	454,400		
15	258,700	274,600	292,100	320,500	366,900	390,500	422,100	456,000		
16	260,300	276,000	293,500	321,300	368,400	392,100	424,100	457,600		
17	261,900	277,400	294,600	322,000	369,900	393,700	425,600	459,000		
18	263,400	278,600	295,700	322,800	371,500	395,300	427,300	460,700		
19	264,900	279,800	296,800	323,800	373,000	396,900	428,900	462,400		
20	266,400	280,900	297,900	324,600	374,500	398,500	430,600	464,000		
21	267,900	282,200	299,100	325,500	376,000	400,000	432,200	465,400		
22	269,400	283,300	299,700	326,700	377,600	401,600	433,700	466,100		
23	270,900	284,500	300,200	328,000	379,200	403,300	435,200	466,800		
24	272,400	285,600	300,800	329,300	380,800	405,000	436,600	467,500		
25	273,900	286,900	301,200	330,500	382,200	406,700	437,800	467,900		
26	275,100	288,200	301,800	332,000	383,900	408,700	439,300	468,400		
27	276,300	289,400	302,300	333,300	385,600	410,500	440,800	469,000		
28	277,500	290,600	302,800	334,300	387,200	412,400	442,200	469,600		
29	278,700	291,500	303,200	335,200	388,800	414,100	443,700	470,200		
30	279,800	292,500	303,800	336,400	390,400	415,500	445,000	470,900		
31	280,900	293,600	304,300	337,500	392,000	416,700	446,200	471,400		
32	282,000	294,600	304,800	338,600	393,600	418,000	447,400	471,900		
33	283,300	295,800	305,300	339,700	395,300	419,000	448,400	472,400		
34	284,600	296,400	305,900	340,900	397,300	420,100	449,100	472,700		
35	285,800	297,000	306,300	342,100	399,300	421,100	449,800	473,000		
36	287,100	297,600	306,700	343,100	401,300	422,100	450,500	473,400		
37	288,000	298,000	307,200	344,200	403,000	423,200	451,000	473,700		
38	289,000	298,600	307,800	345,400	404,700	424,300	451,400	473,900		
39	290,100	299,200	308,400	346,600	406,200	425,400	451,800	474,200		
40	291,200	299,700	308,900	347,800	407,700	426,500	452,100	474,400		
41	292,400	300,100	309,500	348,900	408,900	427,700	452,400	474,700		
42	293,000	300,700	310,200	350,000	409,900	428,500	452,700	474,900		
43	293,600	301,300	310,900	351,200	410,900	429,300	453,000	475,100		
44	294,100	301,800	311,500	352,400	411,900	429,900	453,300	475,300		
45	294,500	302,200	312,100	353,500	412,900	430,400	453,500	475,700		
46	295,000	302,700	312,900	354,800	414,000	431,100	453,800			
47	295,500	303,200	313,700	356,000	415,100	431,800	454,100			
48	296,000	303,700	314,400	357,200	416,200	432,400	454,300			

	49	296,400	304,200	315,200	358,400	417,500	433,100	454,600			
	50	296,900	304,700	316,200	359,700	418,300	433,500	454,900			
	51	297,400	305,300	317,200	361,000	419,100	434,100	455,200			
	52	297,900	305,800	318,200	362,300	419,700	434,700	455,500			
	53	298,400	306,400	319,200	363,200	420,200	435,100	455,700			
	54	299,000	307,000	320,300	364,500	420,900	435,500	456,000			
	55	299,400	307,700	321,300	365,700	421,500	436,000	456,200			
	56	299,800	308,300	322,300	366,900	422,200	436,500	456,500			
	57	300,300	308,900	323,300	368,000	422,500	437,000	456,700			
	58	300,800	309,700	324,400	369,300	423,200	437,500	457,000			
	59	301,300	310,500	325,500	370,700	423,900	437,900	457,300			
	60	301,700	311,200	326,600	372,100	424,400	438,300	457,500			
	61	302,200	312,000	327,400	373,400	424,800	438,700	457,700			
	62	302,600	312,800	328,500	374,900	425,200	439,000	458,000			
	63	303,100	313,600	329,600	376,400	425,700	439,300	458,300			
	64	303,500	314,500	330,700	377,800	426,200	439,600	458,600			
	65	304,000	315,300	331,600	379,000	426,700	439,800	458,800			
	66	304,500	316,100	332,700	380,400	427,100	440,100	459,100			
	67	304,900	316,900	333,800	381,700	427,600	440,400	459,400			
	68	305,300	317,700	334,900	383,100	428,100	440,600	459,700			
	69	305,800	318,600	335,900	384,200	428,600	440,800	459,900			
定年 前再 任用	70	306,200	319,400	337,000	385,400	429,100	441,100	460,200			
	71	306,600	320,300	338,200	386,600	429,700	441,400	460,500			
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	72	307,100	321,200	339,400	387,800	430,200	441,600	460,800			
	73	307,600	321,800	340,100	389,100	430,600	441,800	461,000			
74	308,100	322,700	341,400	390,300	431,200	442,100					
	75	308,700	323,600	342,700	391,500	431,600	442,400				
76	309,100	324,400	344,000	392,600	431,800	442,600					
	77	309,600	325,000	345,200	393,700	432,100	442,800				
78	310,100	325,900	346,600	394,900	432,600	443,100					
	79	310,700	326,800	348,000	396,000	432,900	443,400				
80	311,300	327,800	349,400	397,200	433,200	443,600					
	81	311,800	328,700	350,700	398,300	433,500	443,800				
82	312,300	329,700	352,300	398,900	433,900	444,100					
	83	313,000	330,600	353,800	399,400	434,300	444,400				
84	313,600	331,600	355,300	399,900	434,700	444,600					
	85	314,200	332,500	356,700	400,500	435,000	444,800				
86	314,800	333,500	358,200	401,100							
	87	315,500	334,500	359,700	401,700						
88	316,200	335,500	361,100	402,300							
	89	316,900	336,400	362,400	402,600						
90	317,600	337,700	363,600	403,100							
	91	318,300	338,900	364,800	403,600						
92	319,000	340,100	366,100	404,100							
	93	319,500	341,300	367,400	404,500						
94	320,400	342,600	368,900	404,900							
	95	321,300	343,800	370,400	405,400						
96	322,100	345,000	371,800	405,900							

97	322,800	346,200	373,100	406,300					
98	323,700	347,500	374,300	406,800					
99	324,600	348,700	375,400	407,300					
100	325,500	349,900	376,600	407,700					
101	326,400	351,300	377,700	408,000					
102	327,400	352,200	378,800	408,400					
103	328,400	353,200	379,900	408,800					
104	329,300	354,300	381,000	409,100					
105	330,100	355,400	382,200	409,400					
106	330,700	356,500	382,700	409,900					
107	331,300	357,500	383,300	410,400					
108	331,900	358,500	383,900	410,900					
109	332,400	359,700	384,500	411,200					
110	332,900	360,700	385,000	411,700					
111	333,300	361,700	385,400	412,200					
112	333,800	362,600	385,900	412,700					
113	334,600	363,500	386,300	413,000					
114	335,200	364,400	386,700	413,500					
115	335,900	365,300	387,200	414,000					
116	336,500	366,300	387,700	414,500					
117	337,100	367,300	388,100	414,900					
118	337,800	367,700	388,600	415,400					
119	338,500	368,300	389,200	415,800					
120	339,200	368,900	389,700	416,300					
121	339,800	369,200	389,900	416,700					
122	340,100	369,600	390,400						
123	340,600	370,000	390,900						
124	341,100	370,400	391,300						
125	341,400	370,800	391,800						
126		371,200	392,300						
127		371,600	392,800						
128		372,000	393,300						
129		372,400	393,600						
130		372,800	394,100						
131		373,200	394,600						
132		373,600	395,100						
133		373,800	395,400						
134		374,300	395,900						
135		374,600	396,300						
136		374,900	396,700						
137		375,200	397,000						
138		375,600	397,400						
139		376,100	397,900						
140		376,600	398,400						
141		376,900	398,700						
142		377,400							
143		377,900							
144		378,400							
145		378,700							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		257,700	269,800	274,300	306,900	324,200	338,800	363,000	399,300
									432,200

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第6条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,500	249,100	341,200	390,800	443,700
	2	199,600	253,400	343,200	392,200	445,400
	3	200,800	256,200	345,200	393,600	447,100
	4	201,900	258,900	347,100	395,000	448,700
	5	203,000	261,500	348,900	396,400	450,400
	6	205,200	263,200	350,900	397,800	452,400
	7	207,300	264,700	352,800	399,100	454,300
	8	209,400	266,200	354,700	400,500	456,100
	9	211,500	267,700	356,400	401,900	457,500
	10	213,500	269,700	358,000	403,400	459,300
	11	215,500	271,600	359,500	404,800	461,300
	12	217,500	273,500	361,100	406,200	463,200
	13	219,500	275,500	362,700	407,500	464,800
	14	221,400	277,700	363,700	409,000	466,500
	15	223,300	279,900	364,700	410,500	468,200
	16	225,100	282,100	365,600	412,000	469,600
	17	226,800	284,200	366,700	413,500	471,100
	18	228,600	286,500	367,900	415,100	471,900
	19	230,400	288,800	369,100	416,700	472,700
	20	232,200	291,200	370,300	418,400	473,600
	21	234,000	293,500	371,500	419,600	474,300
	22	235,800	295,600	372,600	421,000	474,900
	23	237,500	297,700	373,600	422,400	475,600
	24	239,200	299,700	374,600	423,700	476,400
	25	240,900	301,700	375,700	425,000	476,700
	26	243,000	303,600	376,700	426,300	477,300
	27	244,900	305,500	377,600	427,800	477,900
	28	246,800	307,400	378,600	429,300	478,400
	29	248,700	309,300	379,500	430,500	478,800
	30	249,800	310,800	380,300	431,700	479,400
	31	250,900	312,300	381,100	433,300	480,000
	32	252,000	313,800	381,900	434,800	480,500
	33	253,400	315,300	382,600	436,100	481,100
	34	254,700	316,800	383,300	437,500	481,600
	35	256,100	318,300	384,100	438,900	482,200
	36	257,500	319,700	384,900	440,300	482,700
	37	258,900	321,100	385,600	441,700	483,200
	38	260,400	322,000	386,300	443,100	483,700
	39	261,900	322,900	387,100	444,500	484,100
	40	263,500	323,700	387,900	445,900	484,600
	41	264,900	324,400	388,700	447,000	485,100
	42	266,200	324,900	389,900	448,300	
	43	267,600	325,400	391,100	449,700	
	44	269,000	325,800	392,300	451,000	

	45	270,500	326,200	393,000	451,800	
	46	271,800	326,700	394,000	452,600	
	47	273,000	327,200	394,800	453,500	
	48	274,200	327,600	395,500	454,400	
	49	275,400	328,000	396,200	455,200	
	50	276,500	328,400	396,900	456,000	
	51	277,600	328,700	397,500	456,600	
	52	278,700	329,200	398,100	457,400	
	53	279,700	329,600	398,700	457,800	
	54	280,800	330,000	399,400		
	55	281,800	330,400	400,200		
	56	282,800	330,700	401,000		
	57	283,800	331,100	401,600		
	58	284,500	331,400	402,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	285,000	331,800	403,100		
	60	285,600	332,100	403,800		
	61	286,200	332,500	404,400		
	62	286,800	333,000	405,100		
	63	287,400	333,600	405,700		
	64	287,900	334,100	406,400		
	65	288,500	334,500	407,100		
	66	289,000	335,100	407,700		
	67	289,600	335,600	408,300		
	68	290,100	336,200	409,000		
	69	290,700	336,700	409,700		
	70	291,400	337,200	410,200		
	71	292,000	337,700	410,800		
	72	292,600	338,300	411,400		
	73	293,200	338,800	411,900		
	74	293,800	339,500	412,500		
	75	294,400	340,200	413,100		
	76	295,100	340,900	413,600		
	77	295,700	341,500	414,100		
	78	296,400	342,100	414,600		
	79	297,100	342,800	415,100		
	80	297,600	343,500	415,800		
	81	298,200	344,200	416,200		
	82	298,800	344,900			
	83	299,500	345,500			
	84	300,100	346,100			
	85	300,600	346,600			
	86	301,200	347,100			
	87	301,900	347,500			
	88	302,500	347,900			

	89	303,000	348,200			
	90	303,600	348,700			
	91	304,300	349,000			
	92	304,900	349,400			
	93	305,500	349,700			
	94	306,100	350,000			
	95	306,700	350,400			
	96	307,300	350,800			
	97	307,600	351,300			
	98	308,100	351,800			
	99	308,700	352,300			
	100	309,200	352,800			
	101	309,600	353,300			
	102	310,000	353,800			
	103	310,300	354,200			
	104	310,700	354,700			
	105	311,100	355,100			
	106	311,500	355,500			
	107	311,900	356,000			
	108	312,200	356,400			
	109	312,400	356,900			
	110	312,800	357,300			
	111	313,100	357,700			
	112	313,300	358,100			
	113	313,600	358,600			
	114	313,900	359,000			
	115	314,200	359,400			
	116	314,500	359,800			
	117	314,700	360,300			
	118	315,000	360,700			
	119	315,200	361,100			
	120	315,500	361,500			
	121	315,800	361,900			
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額				
		円 232,500	円 275,700	円 301,500	円 345,300	円 395,200

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第6条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 307,900	円 417,900	円 472,600	円 568,500
	2	310,200	420,600	474,600	574,600
	3	312,500	423,200	476,500	579,700
	4	314,700	425,600	478,400	584,400
	5	316,800	427,900	479,800	588,700
	6	320,300	430,100	481,500	593,000
	7	323,800	432,100	483,300	596,400
	8	327,200	434,200	485,100	599,300
	9	330,600	436,300	486,900	601,800
	10	334,100	437,800	488,600	604,100
	11	337,500	439,300	490,400	
	12	340,900	440,800	492,200	
	13	344,300	442,200	494,000	
	14	347,800	443,600	495,700	
	15	351,200	445,100	497,500	
	16	354,600	446,500	499,300	
	17	358,000	447,800	501,100	
	18	361,100	449,300	503,000	
	19	364,300	450,700	504,900	
	20	367,500	452,100	506,800	
	21	370,800	453,400	508,700	
	22	373,900	454,900	510,400	
	23	377,000	456,300	512,200	
	24	380,000	457,700	514,000	
	25	383,100	459,100	515,600	
	26	385,400	460,500	517,400	
	27	387,700	461,800	519,200	
	28	389,900	463,200	520,700	
	29	391,800	464,600	522,100	
	30	393,500	465,900	523,800	
	31	395,200	467,300	525,600	
	32	397,000	468,700	527,300	
	33	398,700	470,000	528,800	
	34	400,500	471,400	530,100	
	35	402,100	472,700	531,400	
	36	403,400	474,100	532,700	

	37	404,800	475,500	533,700	
	38	406,200	477,200	535,000	
	39	407,600	478,800	536,300	
	40	409,000	480,300	537,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	410,500	481,900	538,600	
	42	411,200	483,100	539,400	
	43	411,800	484,200	540,200	
	44	412,400	485,300	541,000	
	45	413,200	486,300	541,900	
	46	413,800	487,200	542,700	
	47	414,400	488,100	543,500	
	48	414,900	488,900	544,200	
	49	415,400	489,600	545,000	
	50	415,800	490,300	545,800	
	51	416,300	491,000	546,500	
	52	416,700	491,600	547,400	
	53	417,100	492,200	548,300	
	54	417,400	492,900	549,100	
	55	417,700	493,500	550,000	
	56	418,100	494,100	550,900	
	57	418,400	494,400	551,700	
	58	418,800	495,000	552,500	
	59	419,100	495,600	553,300	
	60	419,500	496,300	554,000	
	61	419,900	496,700	554,800	
	62	420,200	497,300	555,700	
	63	420,500	498,000	556,600	
	64	420,800	498,700	557,500	
	65	421,100	499,100	558,300	
	66		499,700	559,200	
	67		500,300	560,100	
	68		500,800	561,000	
	69		501,300	561,800	
	70		501,800	562,700	
	71		502,300	563,600	
	72		502,800	564,500	
	73		503,200	565,300	
	74		503,700		
	75		504,100		
	76		504,500		

77			505,000		
78			505,600		
79			506,100		
80			506,500		
81			507,000		
82			507,600		
83			508,200		
84			508,700		
85			509,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 315,200	円 358,800	円 415,100	円 490,800

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表（二）

職員 の区 分	号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	203,300	242,100	276,700	328,600	374,600	429,500
	2	205,400	243,400	277,500	330,000	376,300	431,400
	3	207,500	244,700	278,200	331,400	377,900	433,400
	4	209,600	246,000	279,000	332,800	379,500	435,200
	5	211,600	247,200	279,800	334,200	381,000	437,000
	6	213,600	248,300	280,600	335,800	382,600	438,600
	7	215,600	249,300	281,400	337,300	384,200	440,200
	8	217,400	250,200	282,100	338,800	385,800	441,700
	9	219,200	251,300	282,800	340,200	387,400	443,200
	10	221,100	252,400	283,600	341,800	389,400	444,500
	11	223,000	253,500	284,400	343,300	391,400	445,800
	12	225,100	254,700	285,200	344,800	393,400	447,100
	13	226,800	255,900	286,000	346,200	394,800	448,400
	14	228,800	257,100	286,800	347,800	396,500	449,600
	15	231,000	258,300	287,500	349,300	398,200	450,800
	16	233,100	259,400	288,300	350,800	399,900	451,900
	17	235,200	260,400	289,100	352,300	401,600	453,100
	18	236,300	261,400	289,900	353,900	403,100	454,200
	19	237,300	262,500	290,700	355,500	404,600	455,400
	20	238,400	263,500	291,400	357,000	406,100	456,600
	21	239,500	264,600	292,200	358,300	407,400	457,700
	22	240,300	265,500	293,100	359,800	408,700	458,500
	23	241,200	266,300	294,000	361,300	410,000	458,900
	24	242,000	267,100	294,700	362,800	411,100	459,600
	25	242,900	267,900	295,400	364,200	412,200	460,100
	26	243,800	268,700	296,300	365,700	413,300	460,500
	27	244,700	269,500	297,200	367,200	414,400	460,900
	28	245,600	270,300	297,900	368,600	415,500	461,300
	29	246,400	271,000	298,700	370,000	416,300	461,700
	30	247,200	271,800	299,700	371,600	417,100	462,100
	31	247,900	272,600	300,600	373,000	417,800	462,400
	32	248,700	273,400	301,600	374,500	418,600	462,700
	33	249,400	274,200	302,600	375,700	419,000	463,000
	34	250,000	275,000	303,700	376,800	419,600	463,300
	35	250,700	275,600	304,700	378,000	420,100	463,600
	36	251,400	276,400	305,600	379,100	420,500	463,900

	37	252,100	277,300	306,600	380,100	420,900	464,200
	38	252,700	278,100	307,600	380,900	421,100	
	39	253,300	278,900	308,600	381,800	421,400	
	40	253,900	279,600	309,600	382,900	421,700	
	41	254,500	280,300	310,500	383,900	422,000	
	42	255,100	281,100	311,700	384,900	422,300	
	43	255,700	281,900	312,800	385,900	422,600	
	44	256,200	282,600	313,900	386,800	422,900	
	45	256,600	283,300	314,900	387,600	423,100	
	46	257,200	284,100	316,000	388,400	423,400	
	47	257,600	284,900	317,100	389,300	423,700	
	48	258,000	285,600	318,100	390,100	424,000	
	49	258,400	286,300	319,200	390,600	424,200	
	50	258,900	287,000	320,200	391,400	424,400	
	51	259,400	287,600	321,300	392,200	424,700	
	52	259,900	288,300	322,400	393,000	425,000	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	260,200	289,000	323,400	393,400	425,200	
	54	260,500	289,600	324,400	394,100		
	55	260,800	290,300	325,400	394,800		
	56	261,100	290,900	326,400	395,400		
	57	261,400	291,600	327,300	395,800		
	58	261,700	292,300	328,300	396,300		
	59	262,000	293,000	329,300	396,900		
	60	262,300	293,600	330,200	397,500		
	61	262,600	294,100	331,100	397,900		
	62	262,900	294,700	331,800	398,400		
	63	263,200	295,400	332,500	398,900		
	64	263,500	296,000	333,100	399,400		
	65	263,800	296,500	333,700	400,000		
	66	264,100	297,100	334,400	400,500		
	67	264,400	297,800	335,000	401,100		
	68	264,700	298,400	335,600	401,700		
	69	265,000	299,000	336,200	402,200		
	70	265,300	299,600	336,400	402,700		
	71	265,600	300,200	336,800	403,100		
	72	265,800	300,800	337,300	403,500		
	73	266,000	301,400	337,900	403,800		
	74	266,300	301,900	338,400	404,300		
	75	266,600	302,300	338,900	404,700		
	76	266,800	302,700	339,300	405,100		

77	267,000	303,000	339,900	405,500		
78	267,300	303,300	340,400			
79	267,600	303,500	340,800			
80	267,800	303,800	341,300			
81	268,000	304,100	341,800			
82	268,300	304,300	342,100			
83	268,600	304,600	342,300			
84	268,800	304,900	342,600			
85	269,000	305,100	343,000			
86		305,300	343,400			
87		305,500	343,700			
88		305,700	344,000			
89		306,100	344,300			
90		306,300	344,500			
91		306,500	344,900			
92		306,700	345,200			
93		307,100	345,400			
94		307,300	345,700			
95		307,500	346,000			
96		307,800	346,200			
97		308,100	346,400			
98		308,300	346,700			
99		308,500	347,000			
100		308,800	347,200			
101		309,100	347,400			
102		309,300	347,600			
103		309,500	348,000			
104		309,800	348,200			
105		310,100	348,400			
106			348,700			
107			349,100			
108			349,500			
109			349,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円 203,600	円 230,200	円 259,600	円 300,100	円 342,300	円 385,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		1	224,000	257,000	296,200	309,600	333,100	375,700
		2	225,900	259,100	296,700	310,100	334,100	377,400
		3	227,700	261,300	297,200	310,600	335,100	379,100
		4	229,400	263,500	297,700	311,100	336,000	380,800
		5	231,100	265,700	298,100	311,600	337,000	382,600
		6	233,000	266,700	298,600	312,100	338,200	384,600
		7	234,800	267,500	299,100	312,700	339,400	386,600
		8	236,500	268,400	299,500	313,100	340,600	388,600
		9	238,200	269,200	299,900	313,600	341,500	390,300
		10	240,100	270,300	300,400	314,100	342,700	392,400
		11	242,000	271,400	300,900	314,700	343,800	394,500
		12	243,900	272,300	301,400	315,200	344,900	396,500
		13	245,700	273,100	301,800	315,600	345,900	398,400
		14	247,700	273,800	302,300	316,200	347,000	400,000
		15	249,700	274,500	302,700	316,900	348,100	401,800
		16	251,700	275,300	303,200	317,500	349,200	403,600
		17	253,700	276,400	303,700	318,100	350,300	405,300
		18	255,700	277,300	304,100	319,000	351,400	407,000
		19	257,800	278,200	304,600	319,800	352,500	409,000
		20	259,800	279,100	305,000	320,700	353,600	410,700
		21	261,700	280,100	305,500	321,500	354,700	412,400
		22	262,900	281,100	305,900	322,400	355,900	414,100
		23	264,000	282,000	306,400	323,300	357,000	415,900
		24	265,100	283,000	306,800	324,100	358,100	417,700
		25	266,200	283,800	307,300	324,900	359,100	419,300
		26	267,000	284,700	307,900	325,700	360,400	421,000
		27	267,900	285,600	308,600	326,600	361,700	422,800
		28	268,700	286,500	309,300	327,500	363,000	424,600
		29	269,500	287,500	310,000	328,200	364,200	426,100
		30	270,200	288,200	310,700	329,300	365,700	427,600
		31	270,900	288,900	311,400	330,400	367,200	429,100
		32	271,600	289,600	312,200	331,400	368,700	430,400
		33	272,400	290,200	312,900	332,500	369,900	431,600
		34	273,000	290,800	313,700	333,500	371,400	432,700
		35	273,600	291,300	314,400	334,600	372,800	433,900
		36	274,100	291,700	315,100	335,700	374,200	435,100
		37	274,700	292,100	315,800	336,800	375,600	436,400
		38	275,400	292,700	316,600	337,900	376,600	437,500
		39	276,100	293,200	317,400	339,000	378,000	438,700
		40	276,800	293,600	318,200	340,100	379,300	439,900

41	277,500	294,000	318,800	340,900	380,600	441,100
42	278,100	294,500	319,700	342,000	382,000	442,100
43	278,800	294,900	320,700	343,100	383,300	443,200
44	279,400	295,400	321,600	344,100	384,600	444,300
45	280,200	295,900	322,400	345,000	386,100	445,300
46	280,900	296,300	323,400	345,900	387,300	445,800
47	281,600	296,800	324,400	346,900	388,400	446,300
48	282,200	297,200	325,300	347,900	389,600	446,700
49	282,700	297,700	326,200	349,100	390,700	447,300
50	283,200	298,100	327,100	350,400	391,600	447,800
51	283,600	298,600	328,100	351,600	392,600	448,200
52	284,000	299,100	329,100	352,800	393,500	448,700
53	284,300	299,500	329,900	353,700	394,100	449,200
54	284,800	299,900	330,800	354,900	394,900	449,600
55	285,200	300,400	331,800	356,000	395,700	449,900
56	285,600	300,800	332,700	357,300	396,500	450,200
57	286,000	301,300	333,600	358,300	397,200	450,600
58	286,400	302,000	334,500	359,200	397,900	
59	286,700	302,700	335,500	360,300	398,600	
60	287,000	303,400	336,400	361,500	399,200	
61	287,400	304,100	337,300	362,600	399,800	
62	287,800	305,000	338,400	363,800	400,400	
63	288,200	305,900	339,600	365,000	401,100	
64	288,500	306,600	340,800	366,000	401,700	
65	288,800	307,300	341,500	367,000	402,400	
66	289,200	308,200	342,600	368,000	402,900	
67	289,600	309,000	343,700	369,100	403,500	
68	289,900	309,800	344,600	370,200	404,000	
69	290,300	310,500	345,700	371,000	404,400	
70	290,800	311,400	346,400	372,100	405,000	
71	291,200	312,300	347,500	373,200	405,400	
72	291,500	313,100	348,600	374,200	405,700	
73	291,900	314,000	349,700	374,900	406,000	
74	292,400	314,800	350,900	375,700	406,500	
75	292,900	315,700	352,000	376,500	406,900	
76	293,400	316,600	353,100	377,200	407,200	
77	293,900	317,400	354,200	377,800	407,500	
78	294,400	318,300	355,300	378,300	408,000	
79	295,000	319,300	356,300	378,800	408,500	
80	295,400	320,200	357,400	379,300	408,900	
81	295,900	320,700	358,300	379,900	409,200	
82	296,300	321,500	359,300	380,400	409,600	
83	296,800	322,400	360,200	380,900	410,100	
84	297,300	323,200	361,200	381,400	410,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	297,700	324,000	362,100	381,800	410,900		
	86	298,100	324,900	362,900	382,200			
	87	298,600	325,900	363,700	382,800			
	88	299,100	326,900	364,500	383,300			
	89	299,500	327,800	365,100	383,600			
	90	300,000	328,800	365,700	384,100			
	91	300,500	329,800	366,300	384,400			
	92	301,000	330,800	366,900	384,700			
	93	301,500	331,600	367,300	385,300			
	94	301,900	332,300	367,700	385,800			
	95	302,400	333,000	368,200	386,300			
	96	303,000	333,600	368,600	386,800			
	97	303,600	334,100	369,100	387,400			
	98	304,100	334,400	369,500	387,900			
	99	304,600	334,900	370,000	388,400			
	100	305,100	335,500	370,400	388,800			
	101	305,500	335,900	370,700	389,400			
	102	306,000	336,400	371,200	389,900			
	103	306,400	337,000	371,500	390,400			
	104	306,800	337,500	371,800	390,900			
	105	307,200	337,900	372,200	391,500			
	106	307,600	338,400	372,700	391,900			
	107	308,000	338,900	373,200	392,400			
	108	308,300	339,400	373,700	392,900			
	109	308,500	339,800	374,200	393,500			
	110	308,800	340,100	374,700				
	111	309,000	340,400	375,200				
	112	309,300	340,700	375,600				
	113	309,600	341,000	376,000				
	114	309,800	341,400	376,400				
	115	310,100	341,700	376,900				
	116	310,300	342,000	377,400				
	117	310,600	342,200	377,800				
	118	310,800	342,500	378,300				
	119	311,100	342,800	378,800				
	120	311,400	343,000	379,300				
	121	311,700	343,200	379,600				
	122	312,000	343,500					
	123	312,300	343,800					
	124	312,600	344,100					
	125	312,800	344,300					
	126	313,000	344,600					
	127	313,300	344,900					
	128	313,700	345,100					

129	313,900	345,300				
130	314,200	345,500				
131	314,500	345,800				
132	314,900	346,000				
133	315,100	346,300				
134	315,400	346,700				
135	315,700	347,100				
136	316,000	347,500				
137	316,200	347,800				
138	316,500	348,200				
139	316,800	348,600				
140	317,100	349,000				
141	317,300	349,300				
142	317,600	349,700				
143	318,000	350,000				
144	318,300	350,400				
145	318,500	350,700				
146	318,700	351,100				
147	319,000	351,500				
148	319,300	351,900				
149	319,500	352,200				
150	319,700	352,600				
151	320,000	353,000				
152	320,300	353,400				
153	320,700	353,700				
154	320,900					
155	321,100					
156	321,400					
157	321,700					
158	322,000					
159	322,300					
160	322,600					
161	323,000					
162	323,300					
163	323,600					
164	323,900					
165	324,300					
166	324,600					
167	324,900					
168	325,200					
169	325,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円 251,100	円 272,000	円 279,600	円 290,400	円 307,400	円 345,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一一 (略)	一一 (略)
一二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	一二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
イイ (略)	イイ (略)
ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)	ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員(ハに掲げる職員を除く。)
(17) (1) (16) (略)	(17) (1) (16) (略)
(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満である職員 四万八千百円	(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万八千百円
(18) ト ル以上九十キロメートル未満である職員 五万千円	(18) ト ル以上九十キロメートル未満である職員 五万千円
(19) ル以上九十五キロメートル未満である職員 五万三千九百円	(19) ル以上九十五キロメートル未満である職員 五万三千九百円
(20) ト ル以上百キロメートル未満である職員 五万六千七百円	(20) ト ル以上百キロメートル未満である職員 五万六千七百円
(21) 以上百五キロメートル未満である職員 五万九千五百円	(21) 以上百五キロメートル未満である職員 五万九千五百円
(22) ル以上百十キロメートル未満である	

(23)	る職員	六万一千一百円
	使用距離が片道百十キロメートル以上百十五キロメートル未満である職員	六万四千九百円
(24)	使用距離が片道百十五キロメートル以上百一十キロメートル未満である職員	六万七千六百円
(25)	使用距離が片道百一十キロメートル以上である職員	七万三百円

ハ (略)

二 前項第二号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（人事委員会規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が五千円を超えるときは、五千円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数第一号に定める額又は前号に定める額

ハ (略)

二 前項第二号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（人事委員会規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（人事委員会規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の一分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の一分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の一分の一の額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数

3	3 く 7 (略) (期末手当)	を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額
2	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百一十六・一五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、百分の百六・一五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百一十五、十一月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3	3 く 4 (略) 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。	3 く 4 (略) 特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の六十六・一五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。
4	4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の七十一・一五」と、「百分の百六・一五」とあるのは「百分の六十一・一五」とする。	4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十一・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・五」とする。
5	5 く 7 (略) (勤勉手当)	5 く 7 (略) (勤勉手当)

2	第二十二条 (略)	2	第二十二条 (略)
2	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
1	一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・一・五(特定管理職員にあつては、百分の百一・十六・一・五)を乗じて得た額の総額	1	一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五(特定管理職員にあつては、百分の百一十五)、十二月に支給する場合には百分の百七・五(特定管理職員にあつては、百分の百一十七・五)を乗じて得た額の総額
2	二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額	2	二 前項の職員のうち特定職員 当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百六・一・五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五を乗じて得た額の総額
3	三 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・一・五(特定管理職員にあつては、百分の六十一・一・五)を乗じて得た額の総額	3	三 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十(特定管理職員にあつては、百分の六十)、十二月に支給する場合には百分の五十一・五(特定管理職員にあつては、百分の六十一・五)を乗じて得た額の総額
3	3 5 (略)	3 5 (略)	

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改

正する。

		改 正 後			改 正 前	
		(給与に関する特例)			(給与に関する特例)	
第五条 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。		第五条 法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。			(給与に関する特例)	
2 法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。		2 法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。			(給与に関する特例)	
3 第六条 (略)		3 第六条 (略)			(給与条例の適用除外等)	
3 第二号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第二項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十		3 第二号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第二項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十			(給与条例の適用除外等)	

五」とあるのは「百分の百七十一・五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。	五」とあるのは「百分の百七十一・五」とする。
---	------------------------

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十六・一五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。</p>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定任期付職員についての給与の特例）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定</p>	<p>（特定任期付職員についての給与の特例）</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定</p>

定する職員をいう。以下同じ。) である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	407,000
2	457,000
3	510,000
4	576,000
5	657,000
6	767,000
7	895,000

2 4 (略) (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第五条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第三一条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二十二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十九」とする。

3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の二第一項、第二十三条第二項及び第二十四条第一項第一号の規定の適用については、公立学校給与条例第

定する職員をいう。以下同じ。) である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	395,000
2	443,000
3	495,000
4	558,000
5	637,000
6	743,000
7	867,000

2 4 (略) (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第五条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第三一条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二十二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十二条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の二第一項、第二十三条第二項及び第二十四条第一項第一号の規定の適用については、公立学校給与条例第

<p>五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の二第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、公立学校給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十一」とする。</p>	<p>五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の二第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と、公立学校給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。</p>
---	---

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p>	<p>（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）</p>
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第二項及び第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第</p>

3 二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の九十六・一五」と、給与条例第二十二条第一項第一号中「百分の百六・一五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。	3 二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、給与条例第二十二条第一項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十一」とする。
3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項、第二十三条第二項及び第二十四条第一項第一号の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の九十六・一五」と、公立学校給与条例第二十四条第一項第一号中「百分の百六・一五」とあるのは「百分の八十八・七五」とする。	3 特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項、第二十三条第二項及び第二十四条第一項第一号の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の九十七・五」と、公立学校給与条例第二十四条第一項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の九十一」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
1 1 7 （略）	（令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置）	（令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置）
8 切替日から令和八年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第七号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは「六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七 配偶者（婚姻の届出をしないが事実号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者を含む。」と、同条第二項中「とする」とあるのは「、前項第七号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。	（令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置） 切替日から令和八年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第七号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは「六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七 配偶者（婚姻の届出をしないが事実号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者を含む。」と、同条第二項中「とする」とあるのは「、前項第七号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。	
9 9 13 （略）	附 則 (施行期日等)	附 則 (略)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「第一条改正後給与条例」という。）第十三条第二項第一号、第十六条第二

項及び第三項、第十七条の二第一項第一号並びに別表第一から別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第五項において「第三条改正後任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第五項において「第五条改正後任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定並びに第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定は令和七年四月一日から、第一条改正後給与条例第二十一条第一項から第四項まで及び第二十二条第一項の規定、第三条改正後任期付研究員条例第六条第三項の規定並びに第五条改正後任期付職員条例第五条第一項及び第三項の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

5 第一条改正後給与条例の規定、第三条改正後任期付研究員条例の規定及び第五条改正後任期付職員条例の規定（以下この項においてこれらを「新条例等の規定」という。）を適用する場合においては、旧条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例等の規定による給与の内扱とみなす。

（人事委員会規則への委任）

6 前三項に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を以て
に公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七十二号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

	改 正 後	改 正 前
第六条	（期末手当） (略)	（期末手当） (略)
2	期末手当の額は、第三条の規定に基づき 定められた報酬の額を基礎として人事委 員会規則で定める額に、六月に支給する場 合には百分の百一十五、十二月に支給する 場合には百分の百一十七・五を乗じて得た 額に、人事委員会規則で定める割合を乗じ て得た額とする。	期末手当の額は、第三条の規定に基づき 定められた報酬の額を基礎として人事委 員会規則で定める額に、百分の百一十五を 乗じて得た額に、人事委員会規則で定める 割合を乗じて得た額とする。
第七条	3 ・ 4 （勤勉手当） (略)	3 ・ 4 （勤勉手当） (略)
2	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき 定められた報酬の額を基礎として人事委 員会規則で定める額（以下この項において 「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権 者が人事委員会の定める基準に従つて定 める割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六 月に支給する場合には百分の百五、十二月 に支給する場合には百分の百七・五を乗じ て得た額の総額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき 定められた報酬の額を基礎として人事委 員会規則で定める額（以下この項において 「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権 者が人事委員会の定める基準に従つて定 める割合を乗じて得た額とする。この場合 において、任命権者が支給する勤勉手当の 額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分 の百五を乗じて得た額の総額を超えては ならない。
3	（略）	（略）

第二条 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

2	2	(期末手当)	2	2	(期末手当)
第六条	(略)	第六条	(略)	第六条	(略)
2	2	期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に百分の百一十六・一五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2	2	期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百一十五、十一月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。
3	3	・ 4 (略)	3	3	・ 4 (略)
第七条	(勤勉手当)	第七条	(勤勉手当)	第七条	(勤勉手当)
2	2	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・一五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2	2	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3	3	(略)	3	3	(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十一月一日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の内扱)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内扱とみなす。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事

一 見 勝 之

三重県条例第七十三号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>2 (通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）</p> <p>(5) (1) (5) (4) (略)</p> <p>使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千八百円</p> <p>(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千六百円</p> <p>(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千六百円</p>	<p>2 (通勤手当)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 自転車以外の自動車等を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）</p> <p>(5) (1) (5) (4) (略)</p> <p>使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万三千七百円</p> <p>(6) 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万六千五百円</p> <p>(7) 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万九千一百円</p>

2 第二十二条 (略)	3 三 ハ (略)	3 三 ハ (略)
2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四千七百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千四百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が	2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四千四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千四百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が	2 宿日直手当の額は、前項の勤務一回につき、四千四百円(規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、六千四百円)を超えない範囲内において規則で定める。ただし、執務が行われる時間が
(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万一千六百円	(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万九百円	(8) 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万九百円
(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万五千六百円	(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千六百円	(9) 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千六百円
(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万八千三百円	(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万七千一百円	(10) 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万七千一百円
(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万九千百円	(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万九千八百円	(11) 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 三万九千八百円
(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万三千九百円	(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万一千四百円	(12) 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 三万一千四百円
(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万六千七百円	(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万四千七百円	(13) 使用距離が片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満である職員 三万四千七百円
(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万九千五百円	(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万六千七百円	(14) 使用距離が片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満である職員 三万六千七百円
(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 四万二千三百円	(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 四万八千四百円	(15) 使用距離が片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満である職員 四万八千四百円
(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 四万五千二百円	(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 四万九千八百円	(16) 使用距離が片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満である職員 四万九千八百円
(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万八千五百円	(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万七百円	(17) 使用距離が片道八十キロメートル以上である職員 四万七百円

		執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、七千五十円(規則で定める特殊な業務を主としてを行う宿日直勤務にあつては、九千六百円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。		務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で規則で定めるものに割り振られた勤務時間に引き続いて行われる場合(夜間に授業を行う学校にあつては、これに準じて規則で定める場合)にあつては、その額は、六千六百円(規則で定める特殊な業務を主としてを行う宿日直勤務にあつては、九千百五十円)を超えない範囲内で規則で定める額とする。
2	3	(略)	(略)	
第二十三条	2	期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五・十・二月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
3	1	一・四 (略)	一・四 (略)	
第二十四条	3	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。	
4	2	一・六 (略)	一・六 (略)	
第二十四条	2	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
	1	一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日	一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日	

現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額	現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額
一一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十、十一月に支給する場合には百分の五十一・五を乗じて得た額の総額	一一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額
3 5 5 (略)	3 5 5 (略)

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	215,200	262,100	334,800	391,700	467,000
	2	217,600	263,500	336,600	393,200	468,800
	3	219,900	264,900	338,400	394,600	470,600
	4	222,200	266,300	340,100	396,000	472,400
	5	224,400	267,700	341,700	397,400	474,100
	6	226,700	268,900	343,600	398,800	475,800
	7	228,900	270,100	345,500	400,300	477,700
	8	231,100	271,300	347,300	401,700	479,500
	9	233,300	272,600	349,100	403,000	481,200
	10	235,500	273,700	351,100	404,400	482,800
	11	237,700	274,800	352,900	405,900	484,400
	12	239,900	276,000	354,600	407,400	485,900
	13	242,100	277,300	356,300	408,700	487,400
	14	244,200	279,000	358,000	410,200	488,700
	15	246,300	280,700	359,500	411,700	490,100
	16	248,400	282,400	361,100	413,200	491,400
	17	250,500	284,100	362,700	414,600	492,600
	18	252,300	286,100	364,000	416,200	493,200
	19	254,000	288,300	365,200	417,800	493,800
	20	255,700	290,500	366,300	419,300	494,500
	21	257,400	292,700	367,600	420,500	495,100
	22	258,700	294,900	369,200	421,900	495,700
	23	260,000	297,100	370,800	423,300	496,300
	24	261,200	299,200	372,300	424,600	497,000
	25	262,400	301,200	373,700	426,200	497,600
	26	263,600	303,100	375,300	427,600	498,200
	27	264,800	305,000	376,800	428,900	498,800
	28	266,000	306,800	378,300	430,300	499,500
	29	267,100	308,600	379,800	431,700	500,100
	30	268,100	310,500	381,400	433,000	
	31	269,200	312,300	383,000	434,500	
	32	270,200	314,000	384,500	436,000	
	33	271,300	315,700	386,000	437,600	
	34	272,400	317,500	387,600	439,000	
	35	273,600	319,200	389,100	440,600	
	36	274,900	320,800	390,600	442,100	
	37	276,100	322,400	392,100	443,800	
	38	277,200	324,100	393,600	445,300	
	39	278,400	325,900	395,100	446,900	
	40	279,500	327,600	396,500	448,500	

	41	280,800	328,900	397,800	450,000	
	42	281,800	330,800	399,300	451,500	
	43	282,800	332,600	400,700	452,700	
	44	283,700	334,300	402,100	453,900	
	45	284,300	335,900	403,600	455,100	
	46	285,100	337,800	405,200	456,400	
	47	285,900	339,500	406,800	457,600	
	48	286,700	341,200	408,200	458,800	
	49	287,400	342,900	409,400	459,900	
	50	288,200	344,600	410,800	461,100	
	51	288,900	346,300	412,200	462,300	
	52	289,700	348,000	413,500	463,500	
	53	290,500	349,700	414,700	464,700	
	54	291,300	351,000	415,900	465,900	
	55	292,000	352,300	417,200	467,100	
	56	292,800	353,600	418,500	468,300	
	57	293,500	355,100	419,800	469,400	
	58	294,100	356,700	421,100	470,000	
	59	294,900	358,200	422,500	470,500	
	60	295,700	359,800	423,700	471,000	
	61	296,400	361,200	424,900	471,500	
	62	297,000	362,800	426,300	472,100	
	63	297,800	364,400	427,700	472,600	
	64	298,400	365,800	429,000	473,100	
	65	299,400	367,300	430,200	473,600	
	66	300,200	368,900	431,400	474,200	
	67	300,900	370,500	432,700	474,700	
	68	301,600	372,000	434,100	475,200	
	69	302,200	373,500	435,400	475,700	
	70	302,900	375,100	436,600		
	71	303,600	376,600	437,600		
	72	304,300	378,100	438,800		
	73	305,000	379,600	440,000		
	74	305,700	381,200	441,100		
	75	306,400	382,800	442,300		
定年 前再 任用	76	306,900	384,300	443,300		
短時 間勤	77	307,500	385,700	444,400		
務職 員以 外の 職員	78	308,100	387,100	445,400		
	79	308,800	388,500	446,400		
	80	309,400	389,800	447,400		
	81	309,900	391,100	448,300		
	82	310,500	392,500	449,100		
	83	311,200	393,800	449,900		
	84	311,900	395,100	450,700		

85	312, 500	396, 200	451, 400	
86	313, 300	397, 600	451, 800	
87	314, 000	398, 900	452, 200	
88	314, 600	400, 200	452, 600	
89	315, 300	401, 400	453, 000	
90	316, 100	402, 700	453, 300	
91	316, 900	403, 800	453, 600	
92	317, 700	405, 000	453, 800	
93	318, 200	406, 200	454, 100	
94	319, 000	407, 300	454, 400	
95	319, 800	408, 500	454, 700	
96	320, 600	409, 700	454, 900	
97	321, 200	411, 100	455, 100	
98	321, 900	412, 100	455, 400	
99	322, 700	413, 100	455, 700	
100	323, 400	414, 100	455, 900	
101	324, 200	415, 000	456, 100	
102	325, 000	416, 000	456, 400	
103	325, 900	417, 100	456, 700	
104	326, 700	418, 200	456, 900	
105	327, 300	418, 900	457, 100	
106	328, 100	419, 800		
107	328, 900	420, 700		
108	329, 700	421, 600		
109	330, 400	422, 400		
110	330, 800	423, 200		
111	331, 100	424, 000		
112	331, 600	424, 800		
113	332, 100	425, 400		
114	332, 500	426, 100		
115	332, 900	426, 800		
116	333, 300	427, 500		
117	333, 800	428, 100		
118	334, 300	428, 600		
119	334, 700	428, 900		
120	335, 200	429, 200		
121	335, 700	429, 500		
122	336, 100	429, 800		
123	336, 500	430, 100		
124	337, 000	430, 300		
125	337, 500	430, 500		
126	337, 800	430, 800		
127	338, 100	431, 100		
128	338, 400	431, 300		

	129	338,600	431,500			
	130	338,900	431,800			
	131	339,200	432,100			
	132	339,400	432,300			
	133	339,600	432,500			
	134	339,800	432,800			
	135	340,000	433,100			
	136	340,300	433,300			
	137	340,600	433,500			
	138	340,800	433,800			
	139	341,100	434,100			
	140	341,400	434,300			
	141	341,600	434,500			
	142	341,800	434,800			
	143	342,100	435,100			
	144	342,300	435,300			
	145	342,600	435,500			
	146	342,800				
	147	343,100				
	148	343,400				
	149	343,600				
	150	343,800				
	151	344,100				
	152	344,400				
	153	344,600				
定年 前 再 任 用 短 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額				
		円 249,500	円 291,200	円 321,400	円 350,500	円 438,300

備考 (一)
(二)

この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第9条関係）

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円
	1	215,200	236,300	334,800	364,200	450,400
	2	217,600	238,700	336,600	365,700	451,700
	3	219,900	241,100	338,400	367,200	452,900
	4	222,200	243,600	340,100	368,600	454,200
	5	224,400	246,000	341,700	370,000	455,300
	6	226,700	248,400	343,600	371,300	456,400
	7	228,900	250,800	345,500	372,600	457,600
	8	231,100	253,300	347,300	374,000	458,800
	9	233,300	255,700	349,100	375,400	460,100
	10	235,500	257,300	351,100	376,700	461,300
	11	237,700	258,900	352,900	378,000	462,400
	12	239,900	260,500	354,600	379,200	463,500
	13	242,100	262,100	356,300	380,400	464,700
	14	244,200	263,500	358,000	381,700	465,500
	15	246,300	264,900	359,500	382,900	466,300
	16	248,400	266,300	361,100	384,100	467,200
	17	250,500	267,700	362,700	385,100	468,100
	18	252,300	268,900	364,000	386,300	468,500
	19	254,000	270,100	365,200	387,500	469,000
	20	255,700	271,300	366,300	388,600	469,500
	21	257,400	272,600	367,600	389,600	470,000
	22	258,700	273,700	369,000	390,800	470,400
	23	260,000	274,800	370,400	392,000	470,900
	24	261,200	276,000	371,700	393,100	471,400
	25	262,400	277,300	372,900	394,100	471,900
	26	263,500	279,000	374,300	395,300	472,300
	27	264,600	280,700	375,600	396,400	472,800
	28	265,700	282,400	376,900	397,500	473,300
	29	266,900	284,100	378,100	398,600	473,800
	30	268,000	286,100	379,500	399,800	
	31	269,100	288,300	380,800	401,000	
	32	270,100	290,500	382,100	402,100	
	33	271,200	292,700	383,400	403,100	
	34	272,200	294,900	384,600	404,200	
	35	273,200	297,100	385,700	405,400	
	36	274,300	299,200	386,900	406,600	
	37	275,500	301,200	388,100	407,800	
	38	276,400	303,100	389,300	409,100	
	39	277,400	305,000	390,500	410,200	
	40	278,500	306,800	391,600	411,400	

	41	279,700	308,600	392,700	412,500	
	42	280,800	310,500	393,900	413,800	
	43	281,900	312,300	395,100	414,800	
	44	283,000	314,000	396,200	415,900	
	45	283,900	315,700	397,300	417,100	
	46	284,700	317,500	398,600	418,300	
	47	285,500	319,200	399,800	419,500	
	48	286,300	320,800	400,900	420,700	
	49	286,900	322,400	401,800	421,800	
	50	287,700	324,100	403,000	422,800	
	51	288,400	325,900	404,000	424,100	
	52	289,100	327,600	405,100	425,300	
	53	289,900	328,900	405,900	426,500	
	54	290,700	330,800	407,000	427,600	
	55	291,300	332,600	408,000	428,700	
	56	292,000	334,300	409,000	429,800	
	57	292,700	335,900	410,100	430,800	
	58	293,500	337,800	411,100	432,000	
	59	294,300	339,500	412,200	433,200	
	60	294,900	341,200	413,300	434,400	
	61	295,500	342,900	414,300	435,000	
	62	296,200	344,600	415,400	435,800	
	63	296,900	346,300	416,500	436,500	
	64	297,400	348,000	417,500	437,000	
	65	298,100	349,700	418,400	437,300	
	66	298,800	351,000	419,300	437,600	
	67	299,400	352,300	420,300	438,000	
	68	300,000	353,600	421,300	438,400	
	69	300,700	355,100	422,100	438,700	
	70	301,400	356,600	422,900	439,100	
	71	302,000	358,100	423,600	439,400	
	72	302,700	359,600	424,400	439,700	
	73	303,200	360,900	425,100	440,000	
	74	303,800	362,400	425,700	440,300	
	75	304,500	363,900	426,400	440,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	305,000	365,300	427,100	440,900	
	77	305,600	366,700	427,700	441,100	
	78	306,200	368,200	428,400	441,400	
	79	306,800	369,700	428,900	441,700	
	80	307,400	371,200	429,500	441,900	
	81	307,900	372,500	429,900	442,100	
	82	308,400	373,800	430,300	442,400	
	83	309,000	375,100	430,600	442,700	
	84	309,600	376,300	430,800	442,900	

85	310,000	377,500	431,000	443,100	
86	310,400	378,700	431,300	443,400	
87	310,900	379,800	431,600	443,700	
88	311,400	380,900	431,800	443,900	
89	311,800	381,900	432,000	444,100	
90	312,300	383,000	432,300		
91	312,700	384,100	432,600		
92	313,200	385,200	432,800		
93	313,500	386,300	433,000		
94	314,000	387,400	433,300		
95	314,500	388,400	433,600		
96	314,900	389,500	433,800		
97	315,200	390,500	434,000		
98	315,600	391,500	434,300		
99	316,000	392,400	434,600		
100	316,400	393,300	434,800		
101	316,800	394,100	435,000		
102	317,100	395,100	435,300		
103	317,400	395,900	435,600		
104	317,700	396,800	435,800		
105	317,900	397,600	436,000		
106	318,200	398,500			
107	318,500	399,400			
108	318,700	400,300			
109	318,900	401,100			
110	319,100	402,100			
111	319,400	403,000			
112	319,700	403,900			
113	319,900	404,500			
114	320,100	405,400			
115	320,300	406,300			
116	320,600	407,200			
117	320,900	408,000			
118	321,100	408,700			
119	321,400	409,500			
120	321,700	410,300			
121	321,900	410,900			
122	322,100	411,600			
123	322,300	412,300			
124	322,600	412,900			
125	322,900	413,500			
126		414,200			
127		414,700			
128		415,300			

			415, 900			
129			416, 500			
130			417, 000			
131			417, 500			
132						
133			417, 800			
134			418, 100			
135			418, 300			
136			418, 600			
137			418, 900			
138			419, 200			
139			419, 500			
140			419, 800			
141			420, 100			
142			420, 400			
143			420, 700			
144			421, 000			
145			421, 200			
146			421, 500			
147			421, 800			
148			422, 000			
149			422, 200			
150			422, 500			
151			422, 800			
152			423, 000			
153			423, 200			
154			423, 500			
155			423, 800			
156			424, 000			
157			424, 200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		240, 700	288, 100	316, 600	343, 900	427, 900

備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第9条関係）

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	203,300	242,100	276,700	328,600	374,600
	2	205,400	243,400	277,500	330,000	376,300
	3	207,500	244,700	278,200	331,400	377,900
	4	209,600	246,000	279,000	332,800	379,500
	5	211,600	247,200	279,800	334,200	381,000
	6	213,600	248,300	280,600	335,800	382,600
	7	215,600	249,300	281,400	337,300	384,200
	8	217,400	250,200	282,100	338,800	385,800
	9	219,200	251,300	282,800	340,200	387,400
	10	221,100	252,400	283,600	341,800	389,400
	11	223,000	253,500	284,400	343,300	391,400
	12	225,100	254,700	285,200	344,800	393,400
	13	226,800	255,900	286,000	346,200	394,800
	14	228,800	257,100	286,800	347,800	396,500
	15	231,000	258,300	287,500	349,300	398,200
	16	233,100	259,400	288,300	350,800	399,900
	17	235,200	260,400	289,100	352,300	401,600
	18	236,300	261,400	289,900	353,900	403,100
	19	237,300	262,500	290,700	355,500	404,600
	20	238,400	263,500	291,400	357,000	406,100
	21	239,500	264,600	292,200	358,300	407,400
	22	240,300	265,500	293,100	359,800	408,700
	23	241,200	266,300	294,000	361,300	410,000
	24	242,000	267,100	294,700	362,800	411,100
	25	242,900	267,900	295,400	364,200	412,200
	26	243,800	268,700	296,300	365,700	413,300
	27	244,700	269,500	297,200	367,200	414,400
	28	245,600	270,300	297,900	368,600	415,500
	29	246,400	271,000	298,700	370,000	416,300
	30	247,200	271,800	299,700	371,600	417,100
	31	247,900	272,600	300,600	373,000	417,800
	32	248,700	273,400	301,600	374,500	418,600
	33	249,400	274,200	302,600	375,700	419,000
	34	250,000	275,000	303,700	376,800	419,600
	35	250,700	275,600	304,700	378,000	420,100
	36	251,400	276,400	305,600	379,100	420,500
	37	252,100	277,300	306,600	380,100	420,900
	38	252,700	278,100	307,600	380,900	421,100
	39	253,300	278,900	308,600	381,800	421,400
	40	253,900	279,600	309,600	382,900	421,700

	41	254,500	280,300	310,500	383,900	422,000
	42	255,100	281,100	311,700	384,900	422,300
	43	255,700	281,900	312,800	385,900	422,600
	44	256,200	282,600	313,900	386,800	422,900
	45	256,600	283,300	314,900	387,600	423,100
	46	257,200	284,100	316,000	388,400	423,400
	47	257,600	284,900	317,100	389,300	423,700
	48	258,000	285,600	318,100	390,100	424,000
	49	258,400	286,300	319,200	390,600	424,200
	50	258,900	287,000	320,200	391,400	424,400
	51	259,400	287,600	321,300	392,200	424,700
	52	259,900	288,300	322,400	393,000	425,000
	53	260,200	289,000	323,400	393,400	425,200
	54	260,500	289,600	324,400	394,100	
	55	260,800	290,300	325,400	394,800	
	56	261,100	290,900	326,400	395,400	
	57	261,400	291,600	327,300	395,800	
	58	261,700	292,300	328,300	396,300	
	59	262,000	293,000	329,300	396,900	
	60	262,300	293,600	330,200	397,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	262,600	294,100	331,100	397,900	
	62	262,900	294,700	331,800	398,400	
	63	263,200	295,400	332,500	398,900	
	64	263,500	296,000	333,100	399,400	
	65	263,800	296,500	333,700	400,000	
	66	264,100	297,100	334,400	400,500	
	67	264,400	297,800	335,000	401,100	
	68	264,700	298,400	335,600	401,700	
	69	265,000	299,000	336,200	402,200	
	70	265,300	299,600	336,400	402,700	
	71	265,600	300,200	336,800	403,100	
	72	265,800	300,800	337,300	403,500	
	73	266,000	301,400	337,900	403,800	
	74	266,300	301,900	338,400	404,300	
	75	266,600	302,300	338,900	404,700	
	76	266,800	302,700	339,300	405,100	
	77	267,000	303,000	339,900	405,500	
	78	267,300	303,300	340,400		
	79	267,600	303,500	340,800		
	80	267,800	303,800	341,300		
	81	268,000	304,100	341,800		
	82	268,300	304,300	342,100		
	83	268,600	304,600	342,300		
	84	268,800	304,900	342,600		

		269,000	305,100 305,300 305,500 305,700	343,000 343,400 343,700 344,000	
	89		306,100	344,300	
	90		306,300	344,500	
	91		306,500	344,900	
	92		306,700	345,200	
	93		307,100	345,400	
	94		307,300	345,700	
	95		307,500	346,000	
	96		307,800	346,200	
	97		308,100	346,400	
	98		308,300	346,700	
	99		308,500	347,000	
	100		308,800	347,200	
	101		309,100	347,400	
	102		309,300	347,600	
	103		309,500	348,000	
	104		309,800	348,200	
	105		310,100	348,400	
	106			348,700	
	107			349,100	
	108			349,500	
	109			349,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 203,600	円 230,200	円 259,600	円 300,100	円 342,300

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
	1	198,100	244,300	278,600	312,100	334,900	369,100
	2	199,200	245,600	279,600	313,600	336,700	370,800
	3	200,400	247,000	280,600	315,000	338,500	372,400
	4	201,500	248,400	281,600	316,400	340,200	374,000
	5	202,600	249,800	282,600	317,800	341,900	375,600
	6	204,300	251,200	283,600	318,900	343,600	377,400
	7	205,900	252,600	284,500	319,900	345,300	378,900
	8	207,500	254,000	285,500	321,100	346,900	380,500
	9	209,000	255,400	286,500	322,300	348,500	381,800
	10	210,700	256,600	287,500	323,900	350,200	383,400
	11	212,300	257,900	288,500	325,500	351,900	385,000
	12	213,900	259,200	289,500	327,100	353,500	386,500
	13	215,400	260,400	290,500	328,500	355,000	388,400
	14	217,100	261,600	291,800	330,100	356,600	390,300
	15	218,800	262,800	293,100	331,700	358,200	392,200
	16	220,500	264,000	294,300	333,300	359,700	394,000
	17	221,700	265,100	295,500	334,700	361,100	395,500
	18	223,300	266,200	296,800	336,400	362,800	397,300
	19	224,900	267,300	298,000	338,000	364,400	399,000
	20	226,400	268,400	299,200	339,600	366,000	400,600
	21	227,900	269,300	300,200	341,000	367,100	402,300
	22	229,500	270,300	301,400	342,700	368,600	403,700
	23	231,100	271,300	302,600	344,400	370,100	405,100
	24	232,700	272,300	303,900	346,000	371,600	406,500
	25	234,300	273,300	305,200	347,200	373,300	407,900
	26	236,000	274,200	306,200	349,100	375,100	409,100
	27	237,300	275,000	307,200	350,800	376,700	410,300
	28	238,600	275,900	308,200	352,400	378,400	411,300
	29	239,900	276,700	309,300	353,900	379,800	412,400
	30	241,000	277,500	310,500	355,500	381,100	413,600
	31	242,100	278,300	311,600	357,100	382,300	414,700
	32	243,200	279,000	312,800	358,700	383,700	415,800
	33	244,300	279,700	313,900	360,400	384,800	416,500
	34	245,200	280,500	315,200	362,200	385,700	417,200
	35	246,100	281,300	316,500	364,000	386,700	417,800
	36	247,100	281,900	317,800	365,800	387,700	418,500
	37	248,100	282,600	319,000	367,300	388,500	419,100
	38	249,000	283,400	320,300	368,700	389,400	419,700
	39	249,900	284,100	321,600	370,100	390,300	420,200
	40	250,700	284,800	322,900	371,500	391,100	420,600

	41	251,500	285,500	324,200	373,000	391,900	421,000
	42	252,200	286,200	325,400	373,800	392,700	421,200
	43	252,800	286,900	326,700	374,700	393,500	421,500
	44	253,400	287,600	327,800	375,700	394,200	421,800
	45	254,100	288,300	328,700	376,600	394,900	422,100
	46	254,700	288,900	330,000	377,700	395,600	422,400
	47	255,300	289,600	331,300	378,600	396,300	422,700
	48	255,900	290,200	332,600	379,600	397,000	423,000
	49	256,400	290,900	333,700	380,500	397,500	423,200
	50	257,000	291,500	335,000	381,200	398,100	423,500
	51	257,600	292,200	336,200	381,900	398,700	423,700
	52	258,100	292,900	337,400	382,500	399,400	424,000
	53	258,500	293,400	338,700	382,900	399,800	424,200
	54	258,900	294,000	339,700	383,500	400,400	424,500
	55	259,200	294,600	340,800	384,100	401,000	424,800
	56	259,500	295,300	341,900	384,800	401,500	425,100
	57	259,800	295,900	342,600	385,100	401,900	425,300
	58	260,100	296,500	343,500	385,800	402,500	425,600
	59	260,400	297,100	344,200	386,500	403,100	425,900
	60	260,700	297,800	345,000	387,100	403,600	426,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	261,000	298,400	345,800	387,400	404,000	426,300
	62	261,300	299,000	346,200	387,900	404,500	426,600
	63	261,600	299,500	346,700	388,500	405,000	426,900
	64	261,900	300,000	347,400	389,100	405,600	427,100
	65	262,200	300,500	348,200	389,400	405,900	427,300
	66	262,500	301,100	348,900	390,000	406,300	427,600
	67	262,800	301,600	349,600	390,700	406,600	427,900
	68	263,100	302,200	350,200	391,300	407,000	428,100
	69	263,400	302,600	350,700	391,700	407,300	428,300
	70	263,700	303,100	351,300	392,200	407,600	428,600
	71	264,000	303,600	351,800	392,800	407,900	428,900
	72	264,300	304,200	352,400	393,300	408,100	429,100
	73	264,600	304,700	352,700	393,800	408,300	429,300
	74	264,900	305,100	353,200	394,400	408,600	
	75	265,200	305,400	353,500	394,800	408,900	
	76	265,500	305,700	353,900	395,100	409,100	
	77	265,800	305,900	354,300	395,500	409,300	
	78	266,100	306,200	354,800	396,000	409,600	
	79	266,400	306,400	355,300	396,400	409,900	
	80	266,700	306,700	355,800	396,800	410,100	
	81	267,000	306,900	356,100	397,200	410,300	
	82	267,300	307,100	356,500	397,700	410,600	
	83	267,600	307,400	356,900	398,100	410,900	
	84	267,900	307,600	357,300	398,500	411,100	

		268,200	307,900	357,600	398,800	411,300	
85		268,500	308,100	358,000			
86		268,800	308,400	358,400			
87		269,100	308,700	358,800			
88		269,400	309,000	359,000			
89		269,700	309,300	359,400			
90		270,000	309,600	359,800			
91		270,300	309,900	360,200			
92		270,600	310,100	360,400			
93			310,300	360,700			
94			310,600	361,100			
95			311,000	361,400			
96			311,200	361,700			
97			311,500	362,100			
98			311,800	362,500			
99			312,200	362,900			
100			312,400	363,400			
101			312,700	363,800			
102			313,000	364,200			
103			313,300	364,600			
104			313,500	365,100			
105			313,800	365,500			
106			314,100	365,800			
107			314,400	366,100			
108			314,600	366,500			
109			314,900				
110			315,300				
111			315,600				
112			315,800				
113			316,000				
114			316,300				
115			316,700				
116			316,900				
117			317,100				
118			317,400				
119			317,700				
120			318,000				
121			318,200				
122			318,500				
123			318,800				
124			319,100				
125							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円 202,600	円 230,100	円 271,800	円 292,400	円 308,000	円 334,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第11条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第9条関係） 高等学校等教育職給料表 （略）	別表第一（第9条関係） 高等学校等教育職給料表 （略）
備考（一）（略） （二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>11,500円</u> （規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）を、4級である職員の給料月額は、この表の額に <u>3,800円</u> （規則で定める職員にあつては、この表の4級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。	備考（一）（略） （二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,700円</u> （規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の104</u> を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。
別表第二（第9条関係） 中学校・小学校教育職給料表 （略）	別表第二（第9条関係） 中学校・小学校教育職給料表 （略）
備考（一）（略） （二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>11,500円</u> （規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）	備考（一）（略） （二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に <u>7,500円</u> （規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に <u>100分の104</u> を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれ

を、4級である職員の給料月額
は、この表の額に4,000円（規
則で定める職員にあつては、こ
の表の4級の給料月額とこれに
対応する特2級の給料月額に
100分の105を乗じて得た額と
の差額を基準として規則で定
める額）をそれぞれ加算した額
とする。

ぞれ加算した額とする。

第三一条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

	改 正 後	改 正 前
第十六条 (略)		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員 の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。		
一 (略)		
二 前項第一号に掲げる職員 次に掲げ る職員の区分に応じ、支給単位期間につ き、それぞれ次に定める額（定年前再任 用短時間勤務職員のうち、支給単位期間 当たりの通勤回数を考慮して規則で定 める職員にあつては、その額から、その 額に規則で定める割合を乗じて得た額 を減じた額）		
イイ (略)		
ロ 自転車以外の自動車等を使用する 職員（ハに掲げる職員を除く。）		
(17) (1)～(16) (略)		
（17） 使用距離が片道八十キロメート ル以上八十五キロメートル未満で ある職員 四万八千百円		
(18) 使用距離が片道八十五キロメー トル以上九十キロメートル未満で ある職員 五万円		
(19) 使用距離が片道九十キロメート ル以上九十五キロメートル未満で		

(20)	ある職員	五万三千九百円
	使用距離が片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満である職員	五万六千七百円
(21)	使用距離が片道百キロメートル以上百五キロメートル未満である職員	五万九千五百円
(22)	使用距離が片道百五キロメートル以上百十キロメートル未満である職員	六万一千二百円
(23)	使用距離が片道百十キロメートル以上百十五キロメートル未満である職員	六万四千九百円
(24)	使用距離が片道百十五キロメートル以上百二十キロメートル未満である職員	六万七千六百円
(25)	使用距離が片道百二十キロメートル以上である職員	七万三百円

ハ (略)

三 前項第二号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用して、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が五千円を超えるときは、五千円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当

ハ (略)

三 前項第二号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用して、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加

		額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額	算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前
3	3 ↙ 7 (略)		
2	2 第二十三条 (略)	期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百一十六・一五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百一十五、十二月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3	3 一 ↘ 4 (略)	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十六・一五」とあるのは「百分の七十一・一五」とする。	定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十一・一五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。
4	4 ↙ 6 (略)		
2	2 第二十四条 (略)	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
一	一	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在退職し、又は死亡した職	前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職

員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百六・一二五を乗じて得た額の総額	員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・一五を乗じて得た額の総額	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十一・一五を乗じて得た額の総額
3 5 (略)	3 5 (略)

(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年三重県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 7 附則 (略) (令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置)	1 7 附則 (略) (令和八年三月三十一日までの間ににおける扶養手当に関する経過措置)
8 切替日から令和八年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の	8 切替日から令和八年三月三十一日までの間ににおける第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

規定により、家庭裁判所において扶養の義務事情にある者を含む。)	規定により、家庭裁判所において扶養の義務事情にある者を含む。)
務を負わせた者」と、同条第三項中「する」 とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千円とする」とする。	務を負わせた者」と、同条第三項中「一万二千円」とあるのは「一万一千円」と、「する」とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千円とする」とする。

9 12 (略)

9 12 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）の第十六条第一項第一号、第二十二条第二項及び別表第一から別表第四までの規定は令和七年四月一日から、新条例第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
(令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 令和七年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。
(施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)
- 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 前三項に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事

委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七十四号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第六条 (略)	2 (期末手当) 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百一十五、十一月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2 (期末手当) 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百一十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。
第七条 (略)	3・4 (勤勉手当) 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	3・4 (勤勉手当) 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 (略)	3 (略)	

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

2	(期末手当)	2	(期末手当)
第六条	(略)	第六条	(略)
2	期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に百分の百二十六・一五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2	期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十一月に支給する場合には百分の百一十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。
3	・ 4 (略)	3	・ 4 (略)
第七条	(勤勉手当)	第七条	(勤勉手当)
2	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・一五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2	勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に「六月に支給する場合には百分の百五、十一月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3	(略)	3	(略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十一月一日から適用する。
(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七十五号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第七条 旅費の支給については、一般職に属する県職員の例による。この場合において、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号）第九条第二項、第十条第一項及び第十二条第一項中「最下級」とあるのは「最上級」と、同条例第十二条本文中「規則で定める額」とあるのは「議長が別に定める額」と読み替えるものとする。		第七条 旅費の支給については、この条例に定めるものほか、一般職に属する県職員の例による。	
2	国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。		
3	公務雑費は、実費額により支給する。		
4	公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシ業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシの運賃若しくは料金の額とする。		
5	宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
一	旅費条例別表第一に規定する甲地方（第八条において単に「甲地方」という。）一万五千五百円		

6 5 1 9	附 則 (略)	第八条 議長は、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。	6 5 1 9	附 則 (略)	第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。
			7 10	第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、条例第十五条第一項の規定は適用しない。	

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

二重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第七十六号

二重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第九条 (略)		
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十一月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十一月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	
3 (略)		

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第九条 (略)		
2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支	2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支	

給する場合においては百分の百七十五、十一月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	給する場合においては百分の百七十一・五、十一月に支給する場合においては百分の百七十七・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第一項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和七年十一月の期末手当から適用する。

(期末手当の内扱)

3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第一項の規定に基づいて令和七年十一月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
